序章 環境影響評価準備書作成までの経緯等

序章　環境影響評価準備書作成までの経緯等

1 環境影響評価準備書について

本書は、「埼玉県環境影響評価条例」（平成 6 年 12 月、埼玉県条例第 61 号）に基づき、平成 25 年 10 月 16 日付で知事に提出した「杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業環境影響評価調査計画書」（以下、「調査計画書」という。）の記載事項について、住民等の意見（今回、住民等の意見書はなかった。）及び知事意見書の内容を踏まえて検討を行い、埼玉県環境影響評価条例に基づいた「杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業環境影響評価準備書」（以下、「準備書」という。）をとりまとめたものである。

2 準備書作成までの経緯

準備書作成までの経緯は、表 1 に示すとおりである。

表 1　準備書の作成までの経緯

項目	年月日	備考
調査計画書提出	平成 25 年 10 月 16 日	事業者→知事
関係地域の決定通知	平成 25 年 10 月 18 日	知事→事業者 関係地域： 杉戸町、春日部市、幸手市、 千葉県野田市、茨城県境町
調査計画書公告・縦覧	平成 25 年 10 月 25 日～11 月 25 日	公告：10 月 25 日 縦覧：10 月 25 日～11 月 25 日 縦覧場所： 埼玉県環境部環境政策課 埼玉県東部環境管理事務所 春日部市環境政策推進課 幸手市産業団地整備推進室 杉戸町産業団地拡張推進室 千葉県野田市環境保全課 茨城県境町生活安全課
住民等の意見書提出期間	平成 25 年 10 月 25 日～12 月 9 日	意見書数：計 0 通
技術審議会第 1 回小委員会	平成 25 年 11 月 26 日	
技術審議会第 2 回小委員会	平成 25 年 12 月 17 日	
調査計画書についての知事意見書受理	平成 26 年 1 月 14 日	知事→事業者
調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請	平成 26 年 5 月 16 日	事業者→知事
同申請承認	平成 26 年 6 月 9 日	知事→事業者
準備書提出	平成 26 年 6 月 17 日	事業者→知事

3 準備書作成の手順

準備書は、「埼玉県環境影響評価条例」、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」及び「埼玉県環境影響評価技術指針」に基づき作成した。

具体的には、調査計画書に対する住民等の意見（今回、住民等の意見書はなかった）及び知事意見を反映させるために、調査計画書の内容を再検討するとともに、事業計画・土地利用計画等の具体化に伴う調査内容の充実等を図り、環境影響評価に係る調査、予測及び評価を行った。

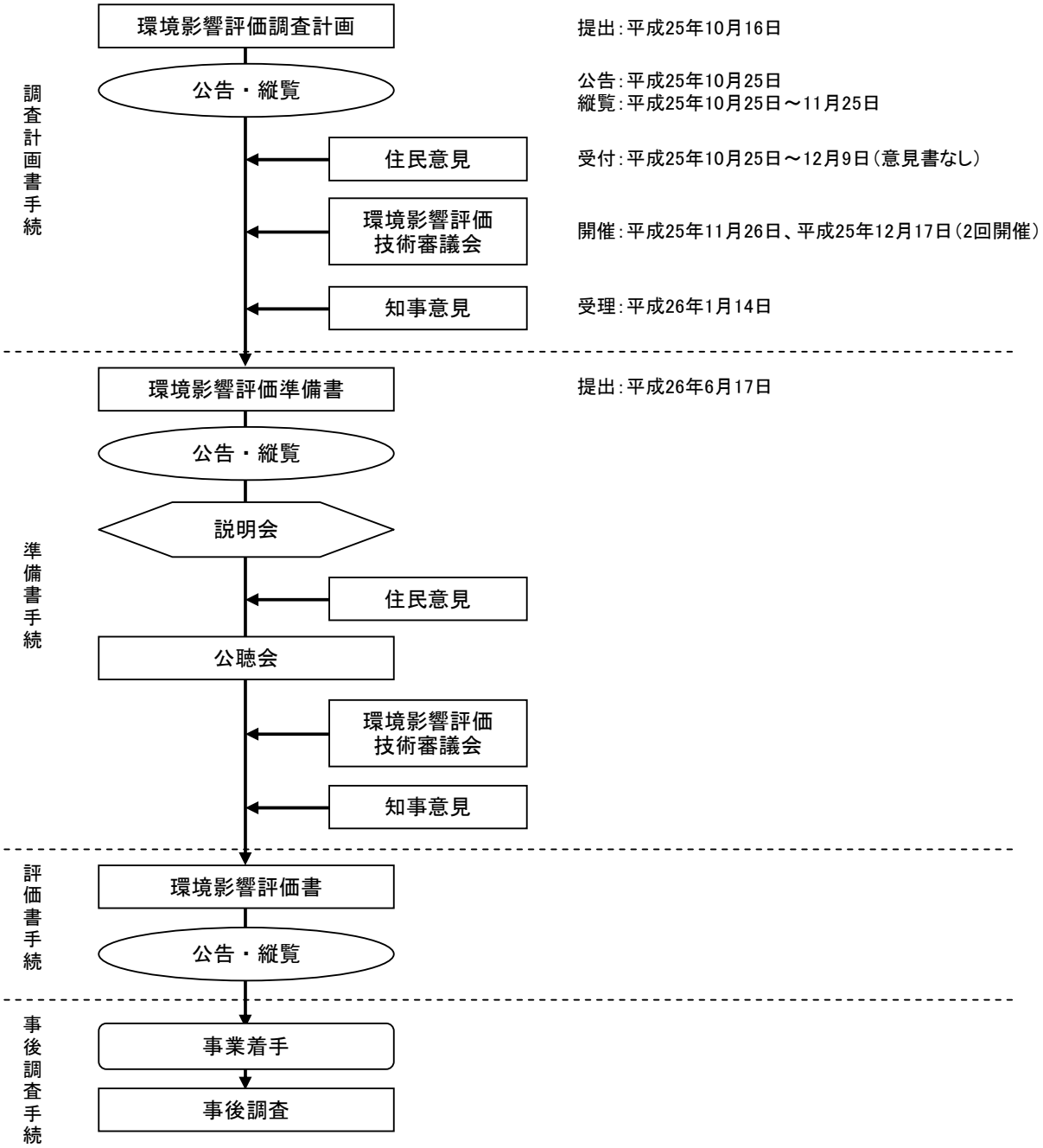

4 調査計画書の変更

調査計画書の記載の変更に伴い、「埼玉県環境影響評価条例」第 21 条第 1 項の規定に基づき、「調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」及び「変更内容検討書」を埼玉県知事に提出し、埼玉県知事の承認を得た。

提出した「調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」、「変更内容検討書」及び「埼玉県知事からの免除承認書」は、以下に示すとおりである。

様式第５号（１）（第２１条関係）

調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

企局地整第　４４　号
平成２６年５月１６日

埼玉県知事　上田　清司　様

住所　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目14番21号
名称　埼玉県企業局
代表者　埼玉県公営企業管理者　松岡　進
電話番号　０４８－８３０－７１２３

調査計画書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例第２１条第１項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

対象事業の名称	杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業
行わない手続等	(全部)・一部（　　）
申　請　理　由	事業計画内容検討の進捗に伴い、進出企業計画等について一部変更するものであるため。

様式第４号（１）（第２１条関係）

変更内容検討書

平成２６年５月１６日作成

１　対象事業の名称

杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業

２　変更の内容

環境影響評価調査計画書に記載した内容から変更した事項及びその内容は表－１に示すとおりである。

表－１　変更内容

変更項目	変更内容		備考
	調査計画書の内容	変更後の内容	
第２章　対象事業の目的及び概要			
2-10 対象事業計画の実施方法			
2-10-2 進出企業の業種	別添１参照	別添１参照	調査計画書 P17 表 2.10.2
2-10-7 交通計画	別添２参照	別添２参照	調査計画書 P19 表 2.10.3

３　変更の理由

事業計画の進捗に伴う検討の結果及び調査計画書についての知事意見による。

４　変更後の関係地域

本事業に係る関係地域は、「埼玉県環境影響評価施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲３キロメートル以内の地域」を基準として設定しており、対象事業が実施される区域に変更がないことから、関係地域の変更はない。

５　変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

事業計画の変更は事業計画の進捗に伴う検討の結果によるものであり、主な変更事項は、進出企業の業種等であり、事業特性に変更はないことから、環境影響評価の調査項目及び調査方法の変更はない。

別添１：2-10-2 進出企業の業種

【調査計画書の内容】

2-10-2 進出企業の業種

現時点で想定している進出企業の業種及び計画地に占める面積の割合は、表2.10.2に示すとおりである。

表 2.10.2　想定する進出企業の業種及び面積の割合

業　　種	面積（ha）	割合（%）
製造業	2.3	12
道路貨物運送業	16.7	88
合　　計	19.0	100

注）面積とは、表2.10.1に示した分譲用地（産業用地、分譲緑地）のことである。

【変更後の内容】

2-10-2 進出企業の業種

現時点で想定している進出企業の業種及び計画地に占める面積の割合は、表2.10.2に示すとおりである。

表 2.10.2　想定する進出企業の業種及び面積の割合

業　種		配分面積 (ha)	割合 (%)
製造業	食　料　品	0.3	1.6
	金 属 製 品	0.5	2.6
	一般機械器具	1.0	5.3
	輸送機械器具	0.5	2.6
卸　売　業		2.0	10.5
貨物輸送業		14.7	77.4
合 計		19.0	100.0

資料：「杉戸町公共下水道全体計画」（平成26年3月、杉戸町）

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果により、進出企業の業種を変更した。

別添２：2-10-7 交通計画

【調査計画書の内容】

2-10-7 交通計画

供用時において、計画地における発生集中交通量は表 2.10.3 に示すように 2,400 台/日と想定した。

走行ルートは、区画道路 3 号線から主要地方道松伏春日部関宿線を通るルートを主要な走行経路とし、区画道路 1 号から計画地北西側に接している町道を通り、主要地方道松伏春日部関宿線を通る経路を副次走行経路とした。

表 2.10.3　計画地における発生集中交通量

貨物輸送交通量	業務関連交通量	通勤交通量	合　計
300 台/日	100 台/日	2,000 台/日	2,400 台/日

【変更後の内容】

2-10-7 交通計画

1)関連車両の発生・集中交通量

本事業の供用時における進出企業の稼働に伴う発生集中交通量と車両区分は表 2.10.5 に示すとおりである。算定にあたっての詳細は資料編(p.26、p.31～36）に示すとおりである。

進出企業の稼働に伴う発生集中交通量は、「杉戸屏風深輪地区産業団地基本計画修正業務委託　基本設計報告書」（平成 26 年 3 月、埼玉県企業局地域整備事務所)において検討されている 2,700 台/日とした。また、車両区分は、大型車が 1,075 台/日、小型車が 1,625 台/日とした。

表 2.10.5　進出企業の稼働に伴う発生集中交通量と車両区分

発生区分	発生区分による 発生集中交通量	2 車種分類による 発生集中交通量	車両区分
貨物輸送交通量	214 台/日	1,075 台/日※	大型車
業務関連交通量	861 台/日		
通勤交通量	1,625 台/日	1,625 台/日	小型車
合計	2,700 台/日	2,700 台/日	－

※業務関連交通量は大型車と小型車の混在が想定されるが、ここでは、安全側の発生集中交通量として大型車とみなした。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果により、交通計画を変更した。

指令環政第２０７号

埼玉県公営企業管理者

平成２６年５月１６日付けで申請のあった杉戸屏風深輪地区産業団地整理事業に係る調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請については、埼玉県環境影響評価条例（平成６年条例第６１号）第２１条第１項ただし書の規定により、調査計画書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

平成２６年６月９日

埼玉県知事 上 田 清 司